

令和4年4月20日 水曜日

官 報

報

## 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和四年三月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

## 瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に関する委員会指示

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの
- をいう。

## ア 漁業者が漁業を営む場合

## ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

## エ 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施

## 行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

## （3） 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

## （4） 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

## 2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）

を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

## 3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。
- ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量
- ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名
- (3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可数量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
- 5 4 この指示の有効期間は、令和四年六月一日から令和五年三月三十一日までとする。
- 5 4 その他
- この指示の実施に關し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。